

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉市花見川区畑町539番地35

氏 名 花園産業 有限会社

代表取締役 岡村 明彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する
~~第14条の2第1項~~

千葉市長 神 谷 俊



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 4 月 2 0 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7 年 4 月 1 9 日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

(2) 取扱産業廃棄物の種類（積替・保管を含む。また「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る）、イ 金属くず（空き缶に限る）、

ウ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（空き瓶に限る） 以上3品目

(3) 取扱産業廃棄物の種類（積替・保管を除く。また「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 汚泥、イ 廃油、ウ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く）、

エ 紙くず、オ 木くず、カ 繊維くず、キ 動植物性残渣、ク 金属くず（自動車等破砕物を除く）、

ケ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く）、コ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 以上10品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 千葉県千葉市花見川区内山町30番10

（面積及び産業廃棄物の種類については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 4 月 2 0 日 新規許可

令和 5 年 5 月 3 0 日 変更届出（代表者の変更）

令和 6 年 6 月 7 日 変更届出（代表者の変更、住所の変更）

5. 積替え許可の有無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記 1

- (1) 産業廃棄物の保管は(2)の場所で行うこと。
- (2) 施設の種類、設置年月日、面積、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	面積	数量	所 在 地
廃棄物保管施設（次の品目は廃ペットボトルに限る） （廃プラスチック類） （令和 2 年 1 月 8 日）	保管面積 6.84㎡ 保管容量 10㎡ ³ 保管高さ _____ 保管上限 10㎡ ³	2	千葉県千葉市花見川区内山町30番10
廃棄物保管施設（次の品目は空き缶に限る） （金属くず） （令和 2 年 1 月 8 日）	保管面積 6.84㎡ 保管容量 8㎡ ³ 保管高さ _____ 保管上限 8㎡ ³	2	
廃棄物保管施設（次の品目は空き瓶に限る） （ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず） （令和 2 年 1 月 8 日）	保管面積 6.84㎡ 保管容量 8㎡ ³ 保管高さ _____ 保管上限 8㎡ ³	2	

別記 2

- (1) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出に際しても自らが行うこと。
- (2) 作業時間は午前8時から午後5時までとすること。